本号で公布された法令のあらまし

◇道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（法律第四四号）（国土交通省）

一　道路運送車両法の一部改正関係

1　指定自動車整備事業制度の活用範囲の拡大

貨物の運送の用に供する小型自動車のうち、その構造等に関する事項に変更が生ずることが少ないものとして国土交通省令で定めるものについて、新規検査又は予備検査及び新規登録の際、指定自動車整備事業者が交付する保安基準適合証の提出をすることにより、国土交通大臣への現車提示を省略できることとした。（第七条第三項及び第九四条の五第七項関係）

2　自動車の所有者からの申請による自動車登録番号標の交換

国土交通大臣は、自動車の所有者から当該自動車に係る自動車登録番号標の交換の申請があったときは、これを認めることとした。（第一一条関係）

3　自動車登録番号標の表示の義務

自動車は、自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならないこととした。（第一九条関係）

4　独立行政法人自動車技術総合機構の確認調査

国土交通大臣は、自動車の登録に関する事務のうち、その申請に係る事項に虚偽がないかどうかの確認その他の事実の確認をするために必要な調査を独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に行わせることとした。（第二四条の二関係）

5　装置製作者等に対する報告徴収及び立入検査

国土交通大臣は、改善措置の勧告及び届出の施行に必要な限度において、自動車の装置のうち、保安基準に適合していないおそれがあると認めるもの等を製作し、又は輸入した装置製作者等に対し、報告徴収及び立入検査を行うことができることとした。（第六三条の四関係）

6　自動車の型式指定制度の合理化

㈠　国土交通大臣は、申請により、自動車の車枠又は車体及びその他の装置の一部から構成される自動車の構造部分であって、複数の型式の自動車に共通して使用されるもの（以下「共通構造部」という。）をその型式について指定することとした。（第七五条の二第一項関係）

㈡　型式について指定を受けた共通構造部は、自動車の型式の指定に際し、保安基準に適合しているものとみなすこととした。（第七五条第三項関係）

㈢　外国が行う指定に相当する認定その他の証明を受けた特定の共通構造部については、自動車の型式の指定に際し、国土交通大臣の指定を受けたものとみなすこととした。（第七五条の二第六項関係）

二　自動車検査独立行政法人法の一部改正関係

1　法律の名称

法律の名称を「独立行政法人自動車技術総合機構法」に改めることとした。（第一条関係）

2　独立行政法人の名称

独立行政法人自動車技術総合機構法及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称を、独立行政法人自動車技術総合機構とすることとした。（第二条関係）

3　機構の目的

機構は、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とすることとした。（第三条関係）

4　役員

機構に、役員としてその長である理事長及び監事二人を置くとともに、理事五人以内を置くことができることとした。（第六条関係）

5　業務（第一二条関係）

機構は、3の目的を達成するため、次の業務を行うこととした。

㈠　自動車、共通構造部及び自動車の装置が保安基準に適合するかどうかの審査を行うこと。

㈡　道路運送車両法第六三条の二第六項及び第六三条の三第五項の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同条第一項及び第二項の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証を行うこと。

㈢　自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行うこと。

㈣　自動車技術その他の運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。

㈤　㈣に掲げる業務に係る成果を普及すること。

㈥　㈠から㈤までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三　この法律は、平成二八年四月一日から施行することとした。ただし、一の5は公布の日から、一の1及び2は平成二八年三月三一日までの間において政令で定める日から、それぞれ施行することとした。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（法律第四五号）（警察庁）

1　客にダンスをさせる営業に係る規制の見直し

㈠　キャバレー等に係る規制の見直し

設備を設けて客に飲食をさせる営業（キャバレー等営業）について、設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業に含まれるものとして、独立した号は設けないこととした。（旧法第二条第一項第一号及び第二号関係）

㈡　ナイトクラブ等に係る規制の見直し

設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（ナイトクラブ等営業）のうち、他の規定により風俗営業とされるもの以外のものを風俗営業から除外し、そのうち客に酒類を提供して営むものについては、2の㈡の(1)の許可を受けた場合には、深夜（午前〇時から午前六時まで）においてもその営業を営むことができることとした。（旧法第二条第一項第三号関係）

㈢　ダンスホール等に係る規制の見直し

設備を設けて客にダンスをさせる営業（ダンスホール等営業）を本法による規制の対象から除外することとした。（旧法第二条第一項第四号関係）

2　特定遊興飲食店営業に関する規定の整備

㈠　用語の定義に関する規定の整備

(1)　「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前六時後翌日の午前〇時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいうこととした。（第二条第一項関係）

(2)　「特定遊興飲食店営業者」とは、㈡の(1)の許可等を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいうこととした。（第二条第一二項関係）

㈡　特定遊興飲食店営業の規制の新設

(1)　特定遊興飲食店営業を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならないこととし、許可の手続、許可に係る欠格事由等を定めることとした。（第三一条の二二等関係）

(2)　許可の取消し等について定めることとした。（第三一条の二三等関係）

(3)　特定遊興飲食店営業者が遵守すべき事項及び特定遊興飲食店営業を営む者の禁止行為について定めることとした。（第三一条の二三等関係）